

不祥事防止のための校内ルール (令和6年4月)

津山市立喬松小学校

本校では、児童が安心・安全に学習できる学校、保護者の皆様から信頼される学校を目指して、次のような教職員の校内ルールを定めております。つきましては、保護者の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。ご不明な点は学校までお問い合わせください。

生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> ① 電話やメール等で児童と個人的に連絡を取り合わない。 ② 児童と携帯電話番号やメールアドレス、LINEのID等を交換しない。 ③ 児童を指導する際は、複数の教職員で対応する。 ④ やむを得ず児童と1対1で指導を行う場合は、事前・事後に指導場所・指導内容を管理職へ連絡・報告する。 ⑤ 教職員の自家用車で児童の送迎をしない。 やむを得ず児童を自家用車で送迎する場合は管理職に報告し、保護者へその旨を連絡する
情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童の情報はUSBメモリ等で校外に持ち出さない。 ② 授業計画等をUSBメモリに保存し持ち出す場合、持ち出し簿へ記入し、管理職に了解を得る ③ USBメモリは施錠の上保管し、持ち出す場合は即時、持ち出し簿に記入する。 ④ USBメモリに保存した情報は必ず消去し、管理職に報告して返却する。 ⑤ 成績に関する記録・ID等、個人情報教室に置かず、職員室で厳重に管理する。 ⑥ 職員室の机上に個人情報に関する資料等を放置しない。 ⑦ USBメモリは学校のパソコンに挿したままにしない。 ⑧ 校外、及びインターネット上で個人情報に関わることを話題にしない。
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ① 飲酒運転をしない。また、飲酒運転を知っての同乗はしない。 ② 翌日の行動を考えて飲酒量や飲酒終了時刻を決める。 ③ 運転中はシートベルトを着用するとともに、安全速度を守り、交通法規を遵守する。 ④ 事故を起こした場合には速やかに警察・管理職へ連絡する。
公金管理	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童からの集金は教職員が手渡して受け取り、金融機関の口座で管理する。 ② 学級会計が適正に処理されているか管理職・事務が毎学期末に確認する。 ③ 学級会計簿は学年末に保護者の監査を受ける。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ① セクハラ行為・パワハラ行為・体罰にあたる言動をしない。 ② 「報告・連絡・相談・記録」を大切に、明るく風通しのよい職場にする。 ③ 携帯電話・スマートフォン等を許可なく教室に持ちこまない。 ④ 著作権を守り、書籍やインターネット上の情報等の違法なコピーを行わない。 ⑤ 児童引率中は、勤務時間外も含め飲酒しない。 ⑤ 校内ルールに関する児童・保護者・職員の相談窓口を本校管理職・津山市教育委員会学校教育課とする。